

山形五堰動画制作業務基本仕様書

この仕様書は、山形市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する山形五堰動画制作業務について必要な事項を定めるものとする。

1 業務の名称

山形五堰動画制作業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

主に小学生を視聴対象とした山形五堰に関する動画を作成し、授業での活用等をおし山形五堰の歴史や役割を学べる機会を提供することにより、身近な地域資源であり世界かんがい施設遺産にも登録されている山形五堰を広くPRし、もって山形五堰への子どもたちの興味関心を高めることを目的とする。

3 履行期間及び履行場所

契約締結の日から令和7年1月31日までとし、履行場所は山形市域とする。

4 業務の内容

以下に基づき、山形五堰動画制作に係る作業の一切を行うこと。なお、上記の業務目的を達成するために必要と認められる場合は、提案上限額の範囲内で仕様の変更を可能とする。この場合、公募型プロポーザルにおける企画提案において、その内容及び理由を提案すること。

（1）山形五堰動画の制作

① 動画の主な用途

主に小学生を視聴対象とし、授業や各種講座、イベント等において使用する。

② 動画の内容、構成及び規格等

ア 山形五堰の現況をはじめ、歴史や役割、特徴等について紹介する内容とし、15分程度にまとめること。なお、撮影場所の選定及び動画の構成（ナレーション原稿を含む。）等は、甲と協議の上決定すること。

イ 専門用語には解説を付す等、はじめて山形五堰について知る機会であっても理解できる内容とすること。

ウ 動画はフルHDで制作すること。アスペクト比（縦横比）は16:9、画素数は1920×1080ピクセルとする。

エ 動画を活用する場所は、音を出すことができる環境と出すことができない環境があることを想定し、文字情報も効果的に活用する等して、様々な再生環境に適した内容とすること。

(2) 納品

甲の承認を得た完成動画については、以下の方法で納品すること。

- ① 動画はDVDディスク2枚、Blu-rayディスク2枚、データ（MP4形式）のそれぞれで納品するものとする。
- ② DVDディスク・Blu-rayディスクは一般的な家庭用プレイヤーでの再生及びDVDドライブ付パソコンコンピュータでの複製が可能なデータ形式のこと。

5 本業務を遂行する上で遵守すべき要件

- (1) 本業務の実施に当たり、責任者を置くこと。
- (2) 契約締結後、業務の実施計画及び工程表を提出すること。
- (3) 業務の進捗状況について、隨時甲に報告すること。
- (4) 成果品の品質について、納品前に甲の承認を得ること。
- (5) 業務完了後は、速やかに業務完了届を提出すること。

6 契約条件等

- (1) 動画の撮影や編集、撮影場所の調整、ナレーターの手配等、本業務を実施する上で必要となる全ての経費は乙が負担すること。
- (2) 動画の制作に当たって使用する映像や画像素材等については、乙が新たに撮影又は作成するものとする。

7 成果品

- (1) 上記4(2)に記した動画一式
- (2) 報告書（業務実施内容をA4版縦で簡潔にまとめたもの）

8 著作権の帰属等

- (1) 乙は、本業務の成果品に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、同法第22条の2（上映権）、同法第23条（公衆送信権等）、同法第26条の2（譲渡権）、同法第26条の3（貸与権）、同法第27条（翻訳権、翻案権等）及び同法第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利について、成果品を納入し完了検査に合格した後、直ちに甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、乙はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 乙は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

9 留意事項

- (1) 乙は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないようにすること。また、甲が提供する資料等を本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。本業務終了後においても同様とする。
- (2) 本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法令等を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うこと。
- (3) 本業務の成果品の所有権、使用権は全て甲に帰属するものとする。乙は、本業務の成果品を甲の了承を得ずに、甲への納品用途以外に利用してはならない。
- (4) 成果品に対し、第三者からの権利の主張又は損害賠償請求等が生じたときは、乙は、直ちにこれを甲に報告し、乙の責任と費用負担において解決するものとする。
- (5) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為は行わないこと。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、乙の責任において迅速かつ誠実な対応を行い解決するものとする。
- (6) 本業務完了後においても、乙の故意又は過失による不良箇所が発見された場合は、甲の指示に従い速やかに修正等の対応をするものとし、これに要する費用は全て乙の負担とする。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。
- (8) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上対応するものとする。